平成３０年（フ）第１５号
埼玉県草加市谷塚町1427番地１　アドニスドミトリー112号
債務者　小細工明美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１４号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹296番地12　エクセルハイムＢ―101
債務者　内田　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４８号
千葉県館山市大賀1258番地の２　ウィングスⅠ―102
債務者　山本　綾子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第１６０号
千葉県大網白里市みどりが丘１丁目26番地24　ハナミズキＡ202
債務者　大宮真由美
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３０号
千葉県香取市虫幡1698番地１　メゾンＪＧ16．Ａ―103
債務者　鈴木　正明
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第３１号
千葉県香取市虫幡1698番地１　メゾンＪＧ16．Ａ―103
債務者　鈴木　成美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第５４７号
川崎市多摩区菅北浦２丁目15番23号　ガーデンヴィラ参番館　103、申立時の住所川崎市多摩区菅２丁目２番２―301号　マンション上原
債務者　塚田　茂樹
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７７０号
川崎市幸区小倉４丁目28番１―503号　市営小倉第１住宅
債務者　平栗　幸成
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８３３号
川崎市宮前区平１丁目１番29―203号
債務者　酒井かおり
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５２号
川崎市川崎区浜町２丁目19番３号　ユナイト浜町チャールストンの調べ　202
債務者　村野　正樹
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８５８号
川崎市多摩区中野島５丁目２番14―606号
債務者　竹内　裕美
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６０号
川崎市川崎区小川町８番地３　803
債務者　鬼塚　幸香（旧姓松田・鏑木）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６１号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目10番15号　アークピア柿生　206
債務者　寺嶋　和正
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６７号
川崎市高津区千年新町45番地　市営住宅４―310
債務者　星野　朝子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第６号
川崎市麻生区王禅寺西６丁目10番28―401号
債務者　茅野ヒロ子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
静岡県沼津市東椎路848番地の２
債務者　永井　　剛
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２０２９号
名古屋市中川区万場１丁目101番地　万場南荘101号、従前の住所名古屋市中村区乾出町２丁目13番地　グリーンコーポ豊国202号
債務者　桑原しおり（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部